

理事の職務権限に関する規程

(理事の職務及び権限)

- 第1条 理事は、理事会を構成し、法令、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 3 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 5 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - 6 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事間の職務分担)

- 第2条 施設担当理事は、施設長として各施設の運営を担当する。
- 2 研修担当理事は、職員研修及びボランティア養成講座を担当する。
 - 3 安全相談担当理事は、安全相談室を構成し、利用者及び職員からの相談に応じる。

(附則)

この規程は2020年2月20日から施行する。(2020年2月20日理事会議決)

以上